内閣文庫
和書
類 一八四七八
冊 一〇
函 二〇二
架 九〇
内閣文庫
和書
類 一八四七八
冊 一〇
函 二〇三
架 一
字歌
内閣文庫
番號 和 18478
冊數 10 (1)
函號 202 193
202-193

国立公文書館
National Archives of Japan

浅草文庫

いとものしつ世人のかたちは
はかなきものなるべしこのわたりめ
にはなんそそそしたつのほあるほど身よりあり
ありあり皆あまよ人はそれとはいとも
ありこしあるもおくしみあり
言もてそしふうしたあるはは
つるばちもむかしつくしたつ立つせつろ
ろこんおろぬうて天つちの
ろべうあれこのあるりいつ言のあるまはは
上つもたつまてのそ調べなんなるかるる
屋かりそめるる屋りおつるめる雪ほど
上つもたつまてのそ
宮の巻語るかく
下つ巻はとしたけ

ことゝゝものゝ。
ゝゝ助辭ゝゝ。

波斯・祇夜斯云云
八古事記・倭建命の御哥ゝゝ。

いつとゝゝなにゝゝゝ

神武の條に伊須久波斯云云
同條に美都美都斯云云
同條に阿斯波良能志祁去岐云云

繁 小家 菅 帖 弥 隅 敷 吾 二人 寝

雄畧條ゝ美毋
呂能云云。

うるはしくよそほひ　掃部寮の　いづかしき
御室　歳　檀之本
擅　齋　歳　檀　系
ゆゑしきかもうるはしき　處女てをおほのみと
の　ほとほとしたる事歌ハ　ほとほとしく　序　うるはしきの　ほとほとしく
かくて　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ
ものゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

ま、ハ、若東ちゞの人ことゆ平聲よりひくやうにありまして
たゞんこゝにて八青ふよりくゆらあしびまの字ねうゞも
いと今の都よりてハ、ゝらねとて毋のゝ〳〵百しき
とて大方ろゝやたぐひ平ハいと五へるゝえ
を知おきて流れ轉らうゝ世平ゝるゞ〳〵流れ分まるる
まりりハみるゝのゝけるのおりいるれぬゝ。
○猫ハ一つるれど、いひるやゝ語ゝりて他郡よ拳ゆり。
又他るゝゞ〳〵思ゝるゝゞあり。そハ秋山の下郡ゝ紫ハ
河郡よ青山の四名比盛ハ波郡よ豆章の志ゝ夏ハ常の郡
拳れと對へゝすばらゝ畫べゝよ。或ハくゝゝまぶ〳〵ハ

久郡よ佐々〳〵志呂ハ佐郡よ玉釧ハ多郡よ拳て。ゝゝのあ
ゝ〳〵ゝゝ。ゝゝ。ゝゝ。

後世の人皇国の
古へとは違ひぞかし
ふる言韻とも
その歌を仮字
を定めんとて
ふかきをしきはて
えびの考しきます
こゝにつゝしむ

重ねて給ふべし 二四

正しく濁る語、仮りに濁る語、清音便

半

通ふ清なる濁る語、ともに濁る清なる濁る語、多の例をもて比べ、

語意しがたきは、語意考へらるゝよ、暮々り、

○仮字は古語をうつす事、仮字まりしずはみぐりまるるあど、

故に上つ代より延喜義平の時までは同じくて違はざるを、

後人のいとうたがひそしまく、皇国の

古事をもふ人あるべなりてやまひつれよ、今は古事

記よりも名おまでもふるふて也、仮字の定まり、

ぶれは古歌を繹べき道なるべしよりて古へのこゝはいと

尚ふるべしてもきをたてさられ、

○すべて御世の人、語を主とし、字をあとにしてくらよ

まもて用ひるべつ、他国の例に泥てあやしむべし、

つぐらよ樗、かゝる物をもの歌ひあるべしとぐ、詩

しもそのあはかりよ、今はかうしかうしてどを石鉢と

ちまさらたぐらべ、古へよりかようとまよ、今は字

乃語りもてまぐ、方言集などにもの物の平の時

をもとにて、後の人、古へのをもとを、後の人、

ふぐみぐりよ、真字よ改めもつり、延喜平語しる

て新つぐし、かゝる今字の語れんとおぼゆ、而をは、

をもとにて、ありたる人はらをらとて、

山辛高弓とかよ。田をしつくりて白月とする類。

○冠辞ハいとゝ上つ代ゝ[illegible]ハ後の世人[illegible]

[illegible]なのごとゝもゝ[illegible]ぶ古乃詠[illegible]

べゝれハ今ハ[illegible]

[illegible]

[illegible]

もつれハ訓をおきて人のなをしまどろすもまどれハ
ことばをたゝしてとゝのゝくよをば紀手先とす
舊事記ハ法よつくりしものあて古文をなゝ
おほよそ六ツ六れいとゝす

冠辭考卷一

阿伊宇恵表

○阿部　四十

あまづつふ　あまかる　あめなる
あまりたく　あまくぶや　あまぐれ
あまごもる　あれすり　あゝひの
あゝづくし　あゝうまし　あさぎり
あゝしもろ　あゝびき　あゝるの
いなをかね　いなむしろ　いなづま
いらゝふ　いらたま　いつゝ

ひかげの
ひかりよの
音やきろ
あかつきの
ひづつよゆ
あしかねの
あさきよりし

ひかりたる
あきぐりは
きみづし
あかつねて
ひかりぬろ
あしたへの

ひかりたる
まくらの
あかつづの
あうしく
あらしはの
あしたへの

冠辭考卷一

阿伊宇恵表

○阿部

あまづしふ　いづしの子に

万葉集卷七よ・旅の哥　印南野者・行過奴良之・天傳・日笠浦・波立見・卷二よ・柳本朝臣人万呂の哥　天傳・入日刺奴禮・云云・こハ天路を行るしゆく日てしるを冠しめしる也・卷二るハ日のありてるをいひて冠辭るるもいつ屋くれどそのの田の用手つるよやくりつるねるよ・おのづし冠辭なり其しい筆つ文かく

[illegible]

印南野ハ播磨国印南郡なり。日笠浦も同じ国

なり。赤石檜笠岡と推古紀なり。

あまのぐうな　ひるめむろひめ

神代紀よ。阿磨佐箇屢。避奈莵謎迺。万葉巻一よ。人丸の

天離。夷者雖有。石走。淡海国乃。巻三よ。天離。夷之長道従。

戀来者。巻十五よ。安麻射可流。比奈乃奈我道乎。云云。この冠辞

[illegible]

[illegible]

[illegible]

万葉ノ向津峯ニ登ホキヽを祝詞ノ天雲乃向伏
極なるあめつちの初めとて向津媛て名ハ古へハ愛て
ほまれきこえを向しきとい(き)ハ神の名にて一ケ
ゝあめ。

あめなる　ひめすがゝ　ゝらのをれ　又あめるやゝ

万葉巻七ノ旋頭歌　天在日賣菅原草莫苅嫌彌那
乃綿香烏髪飽田志付勿　こハ天る日とてくて日
賣菅原ハこゝにあゝ地の名なるべし　お後のをゝ
住のえ引津ゝハしるゝ乃名ゝゝあれバ。
○巻十六ノ挽物天爾有哉神樂良能小野爾茅草苅
草苅婆可爾鶉乎立毛　こハ天ゝもゝゝふもゝゝらのを野
てゝの所の名乃あれハ天るゝやゝハ冠せてゝて次ハゝゝの野
ゝゝゝあおそゝしき所ゝをよめるゝゝ　巻三ノ挽
天有左佐羅能小野之七相菅手取持而久堅乃天川
原爾出立而潔身而麻之乎ゝゝゝハ天のゝゝらの
をのゝ　ゝゝゝ所のゝゝハゝゝゆゝ　乃巻十六の
心ゝのゝるゝゝ　ゝ天香山ゝ天の河ハあめ
ゝゝゝをゝゝゝゝの野やむゝハゝゝんをゝゝゝ
めゝゝん　ゝれハ上の日めすゝ系も天ゝゝある
ゝゝゝゝ上ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

この天在とゝ巻三の八幡言よりひゝ

ゝハゝゝ神樂良能ゝ
ゝゝゝ　ゝゝ
ゝゝゝ
ゝゝゝ

あもりつくやうにて、いつるのこと、

あめのかぐやま　うせやま

万葉巻三に、香具山の歌　天降付天之芳来山、もと天降就神

乃香山、云云、此風土記に、天上有山、分而隨地、一

この風土記の説、いとかやうなれども、人はかりあれしゆゑ上代のことくいにしへの人情もこれらの人情なりとぞ。

片為伊与国之天山、一片為大和国之香山、といへるなり

神代紀に、美濃国の喪山は天より隨しもてよ類ひふ、

そもそも上代のことはいとかしこしこれはいづれはあれど香山は初めもとより皇宮の始めもいとこしきものにたりて天降著しるしとい

いとかしこしせるべし、さて安毛利都久は安麻久の利の都久なり

利都久てよ祝ものを、約め略きていふ、安麻久の利の都久を反せば安毛利都久なり、四つ一通

りてもといひ、且太を略きるなり、け諸は巻二十に、天孫の天くだしいますを多可知保乃多氣

尼阿毛理之、須賣呂伎能、可未能御代欲利、巻二に、

天武天皇吉野より美濃へ幸ましを和射見我原乃行宮爾安母理座而、天

下治賜ふなどもあり、

○巻六に、三香原の都の荒るを傷むに天諸著庵背山際爾開花之、云云とは

いつるよりそうんまやかぐやまのもりの都

と崇とつし山なれば、此のことのもりの都

冠辞をおきしるもとぞおぼゆ、さて今おもふ、三諸著

とをてみるつてと訓ずはいつ何の理ぞとそ、こは

御の[illegible]を[illegible]て疑[illegible]ハ
改りつ。あまをあ[illegible]ハの御室を三
法[illegible]の迹く通[illegible]

天香山ハ大和国高市郡にあり。且此山ハ古事記に。倭建命の
御寺阿米能加具夜麻とあり。同記に。天の香山と訓べ
きなれば[illegible]注して。他の天ハ皆阿めと訓[illegible]
しかるを[illegible]ハ倭の加具山と唱へ
し。又香山此云介遇夜麓と神武紀に注し。古支記に加
具と[illegible]に。香土を訶遇突智とかけるなど。加[illegible]
濁ることなし。集中に[illegible]ハ例[illegible]

集中に桂山と[illegible]

○廬背山ハ山城国相樂郡にありて。

聖武の御時志[illegible]く都うつしに所く。

あまをとぶや　かるのさと　かりぢのいけ　かるのやしろ　又あるとも　かるのさと

古事記に。阿麻陀牟加流乃表登賣。陀牟ハやもと夫くが流表登賣ハ輕大郎女をさす。

輕高女の氏も輕の世[illegible]

天索考二に。人丸呂天飛也。輕路者。巻十一に。天飛也輕乃社
之斎槻。巻四に。天翔哉輕路後。玉田次。畝火乎見管。云云。
こハみな天を飛雁と[illegible]て。加流の地に[illegible]

集中に山のこを[illegible]

[illegible]ハ先かゝ鳥なるべく[illegible]ハあらぬと。
あまりせて天をとりしハ厚鶴なるべしとよりて。
十に。天飛也雁乃翅。古事記に。鶴をも天飛やや
いひもて。古事紀に加流表登賣と

かまの新しく天と
ふくいふなり。

あれど姓氏録より雄略天皇御世献加里乃郡仍賜姓
輕部君とそ。かしハ古へハ輕社輕池輕處女などの輕
を加里とも唱へ。又万葉集に。島垣立飼之雁乃
児てふハ雁とあれど。かゝる息のすゑ後の物使ふ
うりの子とかゝるに同し。かくてかゝる息をば加里と
いひて。雁をかるといひし例ハ。あれど右のめゝ物より
いひうくるにハ。語の通ふまゝにかゝるを
面白くもあるこの心葛辭乃学とて類ひなきものなり。
輕てふ所ハ神名式より依て。大和国高市郡なるを
べし。輕路に同し所なるべし。或説に猟路ひとかゝ貫ふる
ありとてハ。長屋王

のおて逃ひたまひ人まろの供奉やしなど。都
遷きとて。古へハ。なるて去をき池をばよまず。

あるぐれ　ゆゝしくて　おくかなること

方葉巻十一に。浦觸而物莫念天雲之絶多不心吾念莫
国。こハ吾かゝるに天雲のごとくたゞよひてとゝまる
こと。あるうのゝおびとのれバ物なおもひそゝ
巻三に。雲居奈須心射左欲比。こゝにあるハ心ひ定めゝれめゝ。
○巻十五に。新羅への使人。對馬に到て。安麻久毛能多由多比久礼婆禮婆
云云。こハ遠き船路乃波のよ。ゆゝしくとゝまる
と。ゝ。○巻十三に。天雲之行莫行莫蘆垣乃
思亂而云云。こハ大舟乃往良往羅二思たゝ同し

古今和歌集に、れぶねのゆくへ乃たゝあてにして
こゝろもそらなるものとしるべくゆくとあるこゝろ人の
歌をつゝく、太の三つ四つハ、あれてめゝ乃たゞひとりあり。

莫ハ古の暮乃字
ひ字今なる行莫莫しるして、ゆゝしく、まハ行のすゑ也。こハ行
莫こゝ字なるをもなれて、もゝんを、もゝの字二つおくゝ、ゆゝ
ゝ依てつゝき
ゝ側を借つ。

往良とゝ、ゝよう、字乃も原ハにさ
なれハ、行のゝをとおぎゝうゝつ。

○巻十二ノ念出而為便無時者天雲之奥香裳不
知恋乃曽居、こハ巻十三ノ立良久乃田付毛不知居
乃於久鴨不知てゝ同しく、そひよほれて恍然
としてあるこゝ乃、天雲の涼くて何處もわゝゝ乃
ゝうさて於久ノてゝ乃ハ、巻十五ノ常斯良奴国乃意
久加表百重山越豆須疑由岐巻十七ノ大海乃於久可
毎之良受由久和禮乎ゝゝみてこの乃ゝどハ巻二
十ノ、やゝの表れ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ
且於久可の於久ハ奥まで、可ハ處ノて、奥未の其處と
ゝゝれぬをゝつ、今も畑のくゝ乃ぐゝしく、奥の其所
許とゝのまゝゝゝゝ、君のゝゝれうんゝゝひて、意の
おつゝゝゝひとゝゝも即ち右乃、おくかゝかをゝゝゝゝ
此所ゝゝ、ありゝすみゝてゝも立所住所の
ゝゝてゝゝゝれハ同ゝゝれハ通りゝゝゝ。
あまごもり　みかさの山
万葉巻六ノ、雨隠三笠山乎高御香裳云云、こハ雨ノ

訓ハ冠辞の例に、次の條よりつゞを待べし。

三笠山ハ、添上郡春日にあり。

かまのうきすがたにきしぬれば
こゝろもあらぬ
ほとゝぎす

一方、巻巻七よ、霰零（アラレフリ）鹿島之崎（カシマノサキ）乎、巻二十よ、常陸国の防人（サキモリ）の歌、阿良礼（ラレ）布理（フリ）、可志麻能（カシマノ）可美（カミ）乎、云云、こハあられふりて、音のかしまのかみをいかゝせん。○巻三よ、霰零吉志美（キシミ）我高手（ガタカテ）、険跡（サガシミト）、云云もまくたゝよ回しくがもしてしよつけて、きしをハ青うゝり。

○巻七よ、旋頭寺（アラレフリ）九雪降（トホツアフニノフ）、遠江吾跡川楊（カハヤナギ）、巻十一よ、霰零

遠津大浦（トホツオホウラ）爾、緑波（ヨスルナミ）、云云、こハ古事記よ、名苯の大御哥（ナ）佐々波（ササナミ）爾、宇都夜河（ウツヤガワ）良礼（ラレ）能、多志陀（タシダ）志爾、井子（イコ）豆年能知波（テムノチ）よ、霰の彼（カ）奈ふつるハ、たしくらでくらでくらで

[illegible]でありけり。訓は太の字、二十の船なり。
[illegible]。冠辞は先うしろ[illegible]て次[illegible]
て。異舎儺苔利宇彌意本表余志斯毘[illegible]
[illegible]
[illegible]

鹿島崎は常陸国鹿島郡にあり。○吉志美我高は[illegible]
万葉には吉野仙枝歌三首にて、その初めに挙げ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

好き人[illegible]も考へ[illegible]て、右の三その歌[illegible]
[illegible]は[illegible]肥前風土記に杵島郡と杵島[illegible]
[illegible]ひて、吉志美我高[illegible]を挙げ[illegible]
[illegible]て肥[illegible]すべ[illegible]め。○遠江吾跡川は、
遠津淡海の略[illegible]て、近津淡海[illegible]島
郡乃阿度河に[illegible]九に、高島之阿度河波者と
[illegible]三代実録[illegible]の外[illegible]近江の[illegible]川は
[illegible]この遠江は或説に同じ湖なるべし。京に
も遠き方を[illegible]
べし。今おもふに[illegible]訓[illegible]れど、[illegible]訓べ[illegible]

遠江在と云へし。此字を畧きたれど、行在の字は
畧くまじき也。集中の例をおもふべし。しかりて今の例八月
なり。○遠津大浦ハ紀伊国にあるべし。巻七に山越而遠
津之濱之とよめるも、紀伊をおもふべきなり。
阿遠夜麻通比賀迦久良
古事記に、沼河比賣の八千矛神に答へまつる歌。阿遠夜麻通比賀迦久良
婆奴婆多麻能、甲波伊傳那牟、阿佐比能、恵美佐迦
延岐豆、多麻傳佐斯麻岐、云云。こハ日のまゝ言やるね
ば待なん、我ゆくべき所にもてあいるなん。
みそらゆ来てそをねしまへてゆえゆゑれば、この歌日は

冠辞にて、ゆゑ日の栄えのぼるを、笑しきゆゑ小
笠原。をゝやを。祝詞に朝日能豊栄登とあり。
あさづくひ　むかひのぼ
万葉巻七に、旋頭寺　朝月日向山月出所見云云。こハ
夕日かたはあるべきことなれども、むかひ来るあるべ
向ひてゆくとて冠せしも、祝詞に立田社朝日乃日
向處とあり。紀に日向の名をせしもこれ。日あり方
をひむがしとしもいとて朝のゆゑよりしかも
日をあと所日といふ。夕所日秋所てなどいふ
類。月日をゆゑ、借字なり。且向山とハ、集中に向津

掌といふ。くゝ直ちに山手いとあり。

○巻十一に。朝月日向黄楊櫛雖舊云云。てゝ。櫛ハ

匣を開て朝に先向ひ。ゝ。ゝ。ゝ

いつり。人をみ里四て
ひとくさのかりの肉を
串にさして立て庵
ゑのごとくにさしつらねて
これをそれが骨を
焼ごとくにして。
これをそんたう
香火とくんじ
へ人のねたづこと
をもとめごとくにして。
○又蚊遣を焚き家
をうつるごとくにして
ハしてらすもの
ず。

たて。且あるものをすべて焼。草ゑびとくゆ。すべて人ある
ものを四てをそれをもて四てをつくまくり引抜ハくるあや
つり火をもつてづくるをおもて人ありぐるん
すべ四ごろまあり。おくてそくるを火をおくられハ。庵火
ゑ。をもてをしをすべ。べ一つハ光十一ヨ。足日木之山
田守翁置蚊火之下粉枯耳。余憩居久とて置蚊火をあ
つれハ。初秋の比ヨ四をとも駐ぶ蚊やりてくゆ。すな
ゑをも庵べ。花ハあるまでたのしと庵おどる种の火を
あるかくるれ即かやりをくべ。すべ。ひよりみ人ハ
一かくつまて蚊火をもくるや。特雄暑犯ヨ小庵火

そそくく人のなもとられハ。そのうくくよくくえゆ
あくるうの　なほまどいて
方葉巻十三ヨ。朝霧乃思惑而。云云。朝ぎりハくれ深く立
ものて。物の見まどいるを。立よおひるどくつひかけ
なり。巻十三ヨ。雲入夜之迷間　みけのくどびて　おまくくれバ
あくしもれ
或人ハ人跡叔橋　景行紀ヨ。[illegible]　阿佐志毛能彌概能佐鳥麼志。磨幣苑者彌伊和多
[illegible]　大あくを橋て。臣　御木　橋　橋　卿大夫　渡
[illegible]　羅秀暮彌開能佐鳥麼志。こハ[illegible]の浦とつきくく。
[illegible]　成衣ノ気うれハ。流めるを　弥の[illegible]を備てつくく新ひ
[illegible]

古への作ごとの中にハ又べきを、天の下のことをうたへのこと、あるを、作者の作ごとをあれ。

○万葉巻十一よ、朝霜消消念斥、云々、此外よ、並て集る、起られ、つ、集中に多かれど、限れ、ものしたれば、御木て、所の、紀よ委し、拙て見べし。

とぎてとぎうね

あをとびのき

万葉巻九よ、朝開榜出而我、巻十八よ、安佐妣良伎、伊里江許具奈流、可治能於登乃、巻十五よ、安佐妣良伎、許藝豆天久禮婆、巻二十よ、可古登々能倍豆、安佐婢良伎、和波巳藝泥奴等、云云、こハ海を船もすれ、あるよ船まして朝同と書、あるべきあるべきもし、

○巻三よ、滿誓世間乎何物爾譬且開榜去師船之、跡無如、

能宇美爾安佐比良伎之底許藝久禮波奈我波麻、能宇良爾都奇底理爾家里、

式よ遣唐使開船居祭、

古へハ朝こよ船をいのるべきをあきぶ、けて、こ、ろ、ハ、、、

珠洲海ゝゝハ端の詞ゝゝ。能登、珠洲郡より發船して越前国丈泥郡ゝ還ゝ。同能登の能登郡の長濱の浦ゝ船泊て居てゝゝ。

あをゝゝるもの　かゝゝゝゝゝ

万葉巻二ゝ。人万呂　朝鳥往来為君之云云。とハ鳥ゝゝゝゝ

ゝねぐゝゝゝて遠てゝりかゝゝゝゝゝゝゝゝ。君ゝ通ひゝゝゝゝ

ゝゝゝゝゝゝゝゝ。其六ゝ。村鳥乃。且立往者。巻一ゝ。坂鳥乃朝越座而ゝゝゝゝゝゝゝゝ。

あきやまゝ　ゝゝゝゝゝゝゝゝ

万葉巻二ゝ。吉備津采女が紅顔を秋山の下部留妹。奈用竹乃。

騰遠依子等云云。ゝハ采女が紅顔を秋山のゝゝゝゝゝゝゝゝ

れハ春山の霞男（カスミヲトコ）とつゝし。兄ハ千蔓病枯れハ秋山の蔓男（レタビ）とつ。此蔓を下氷とそゝ[illegible]下部留舌日[illegible]俳字のゝし。万葉のえろ[illegible]ゝ全くもしよ

四[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ

万葉巻十五。海小船泊瀬乃山爾落雪乃消長恋師。

船の行到るを
もつてうらなふこと
なり。紀にも万
葉にも常の
こゝろなれば
こゝに挙ず。

君之音曽為流。こハ船の湊などに搖著たるを。船
つといへ。たつせろつつ冠らせる。て泊瀬
出しを。後乃人のとまをせと訓しハ。書きまゝし。大和国
城上郡乃長谷ハ。古事記上。久恭波都世能夜麻能雄畧紀
上。播都制能野磨。万葉上。波都世能夜麻などハ。仮字上
ものれば動ぬ訓く。桂下の隱国の條上ゝ。

あらむしろ　いぶきたにゆくさくさくさ

万葉巻四上。人多国爾波満而。味村乃。去来者行跡。云云。
こハ人のむれりをあらむ鴨の友いさゝるひて。群てゐるを

なゝ。巻二十上。難波佐予佐之久太理。安活年良能。佐和
役伎保比弖。云云。人のゝゝを競ゝ屋ゝゝゝゝ。
ゝてけるゝかもろ類ひて。あらうゝゝ。あらゝの群ゝ
あらゝゝゝふ　めごゝゝゝぬ　めゝゝあけゝる　いもゝめゝて　ゝゝひるいゝゝ

万葉巻二上。あゝゝの皇女の殯の時。人百呂木魂之宮乎。常宮跡。定賜。味
澤相。目辞毛絶奴。巻六上。味澤相。妹目不数見而。巻
十一上。味澤相。目之乏流君。巻十二上。味澤相。目者
非不飽。云云。この冠辞ハ味鳥の多ゝ上群ゝゝゝな
ゝを。この群の辞を下へめぐゝて。且武彼乃反まるれい。
あらゝ多ゝめとゝゝゝ。味澤相の三字借字　ゝてけるハ上の條上

味村乃・去来者行路なめく・多く群てもとゝ
味群・味の群鳥なり・且さいとは多きて上古・経ハ経と
もをいう・又この群を目といひかゝ・ハ既よりくゝ武
例を引かもの・ハ・ハ・群ちどくめくいふとゝ多きすど
め・つどくゝめ・きめ・かもめなどゝ・巻十四よ・平都久波乃之氣
吉許能麻欲・多都登利能・目由可汝乎見年・尤補射良
奈久爾・巻十二よ・小竹之上爾・来居而鳴鳥・目乎安
見・人妻故爾・吾戀二来ちとゝめるゝ・ハ・ハ・そめの一
言よいひくゝれ・ハ・ハ・ふをどれおの・ハ・ハ・群てゝ・ハ・ハ・雀
の小竹のよもむれかゝ・ハ・ハ・ハ

八重夜ゝ〻く群經ゝ〻れよ。かくハゝゝゝつ。

あゝちゝハゝ　つゝゝゝく

万葉巻三よ。神大伴卿の寄浅茅原曲々二物念者故郷之所念

茅が花うんハら花ゝゝゝふべきを。

可聞。本五よゝゝく浅茅原曲々ゝゝゝゝ。こゝ本ハよ。茅

花抜。浅茅之原ゝよゝゝて。浅茅ゞ穂花をはつゝゝゝゝゝゝ。

ゝゝゝゝれゝゝゝ

又はゝゝゝゝゝゝ

第十一ノ姫部思咲野爾生白管自[illegible]

あしがきの

[illegible]

万葉巻六ノ雑歌宮ノ幸ノ時難波乃国者葦垣乃古郷跡人皆之念息而云云こハむかしの名ゝき都なるしに既に荒て

比いでます八神亀二年十月なり。万葉ノ歌日本紀ノ文

ふるゝ荒てハ民の住處なくして葦がよるのみ

[illegible]

○巻九ノ葦垣之思乱而云云。第十三ノこハ葦を立て離とすれば穂末ハ[illegible]け乱れて[illegible]

古き垣ノ上ノ草なるべし

を。とひろみだれ[illegible]。第十三ノ葦垣之穴拙別而

君越路[illegible]を合せて此歌乃始を[illegible]

あしびなす

[illegible]

万葉巻七ノ詠井安志毗成栄之君之穿之井之石井之水者雖飲不飽鴨。こハ第二ノ木綿花乃栄時爾[illegible]

を。人の世に[illegible]成ハ如くて[illegible]。古事記ノ五月蠅奈須[illegible]を紀ノ如五月蠅[illegible]

[illegible]

集中ノこの歌を奈須と[illegible]ノ又成鳴[illegible]借字[illegible]訓[illegible]

[illegible]ハ下[illegible]たの
[illegible]よ。○安之姫い、年二十よ。中臣清万呂の山斎そ伊蘇可氣
乃美由流伊氣美豆氐流麻涅爾尤家流安之婢乃
知良麻久子思毋、年十よ、春山之馬酔花之不悪公
爾波思恵也所因友好。この外あしびをよめる歌
[illegible]
野[illegible]
[illegible]
[illegible]
馬酔木とある[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

今本ニハ若末と
あり。是まことハ
若ハ加の假字にて
ハ傍の假字なり
て。即あしかびと
ゝ訓べしとされど
ゆゑよしなくて。一本
ニハ末とあるを後
つ。

若末乃足痛吾勢勤多技倍思。こゝの葦若末をなほ加
ゝ訓ハ。神代紀ニ。天地之中生一物。狀如葦牙。とある依
め。さて葦牙ハ葦の若めなりてそは即葦が芽なれバ。葦
牙の葦苗。とあるを。人の蹇ニ称しひゝかくれ。又ハ
葦若末ハなほ志奈倍と訓て葦のうるき紫すゝ乃蹇ニ称べ
を。蹇ニいひかゝるまやはしん。若末をあしの若きニ取ハ
巻十ニ。秋詠花 我屋前之芽子之若末長。秋風之吹南時爾
將開跡思乎。この若末長をうるへとよむべきれハ事の
ゆゑなほ似ゝ。同巻ニ。夕去野邊秋芽子。末若露枯金待
難。とあるを。且ハ末若ゝ上の若末ニ対おくるべし。

○足痛をあしくとよむハ和名抄ニ蹇何之那閇又那閇久とあるを
の意ニ。

あしびきの　やまあしび

古事記ニ。兄恭の條阿志比紀能夜麻陁袁豆久理。顕宗紀ニ。室寿の御詞脚
日木。此傍山。万葉巻二ニ。大津皇子足日木乃山之四付二云
云。集中ニハ足辞ゝ多く。字も足ぐゝ。されど皆借字にて
且山ニ冠ラせ。其のまゝ山ハ畧てゝ。こハいとあのひ
定めなれてゝ。あしくとよむ。先私記ニハ山行之時
引足歩。といひしれど。何のゝ意ニ。
てゝ。ゝ冠辞ハてゝ上
代ニいひしくゝ。

を[illegible]
きくらべ[illegible]
○用[illegible]を[illegible]
[illegible]
[illegible]

山てゝ言をもて御志備木の山とらひて冠辞とせゝ久り。何ぞとゝ
いとゝの之母等ハ盤木之山とらひかる上つ代のかゝとゝハ神代の
木之あ之備木の之備木も盤之木まて備の
の河ゝと美と通ふ
例も既ゝへるゝ。かく
てゝと於ハ五十音乃
始の河ゝ後の旅ゝ隅
遠ゝ通ゝ云ハ譬ハ
母をこの毛とも於毛と
もゝひ。於多伎を於多
ぎ。神ん暑きて冠辞とせゝハたゝらゝでやくゝるんハそゝ
ぎんハあゝゝか。三つゝハかの足ゆゝゝつゝゝゝぎゝゝるれ
豆盤木之山とらひかる上つ代のかゝとゝハ神代の
ゝゝゝ

（当ニ）ふかしの字は多くうんたようとでくるなり。
（ゆ）きこそ式に多くハ擬の字をかりこは字注に大果樣なり。樣檀子なるべし。稱の字をもいへ
ハ今膳具なるかハあるべし。

（アキカハ）商ハ秋なり。商変あきさるなり。あきものつり。

潤和川ハ（ウルワ）ひさかたの（ヒサカタ）雲井にいでしかの（カノ）ハ

ゆくすえ十三ヶ所。やの假字は男ゆゑ。潤ハうるハ

（今本よりこの詞ハ）（ハ）（ハ）（ハ）

ゆくゑ（ユクヱ）ハ（ハ）ハ（ハ）

まの詞も字
本ハ誤れり。

あをぐもの　ちかの（チカノ）はな

神武紀に至河内国草香邑（クサカノ）青雲白肩之津（アヲクモノシラカタノツ）。この

青雲ハ本白雲なれハ白てふ字に冠らせ。ハと時と蓋

ぶるにあるべ。雲ハまくらんゆゑ物なるまハ即ち雲に

集中に青雲の棚引日すゑ。こゝにあそぶ。

ちはやぶる。

ちはやぶるの。ちはやぶるの。ちはやぶるの。ちはやぶるの。

かぶるよりも冠辭をおきあ。

あをやぎ　かづらき山　又ちはやぶる

万葉美四に。青楊（アヲヤギノ）乃葛木山（カヅラキヤマニ）爾云云。こハやなぎの

（ちはやぶるハ冠辭の）（ちはやぶるハ）

の髮（カミ）といふ。美十一に。春楊（ハルヤナギ）葛山（カヅラキヤマニ）。五に。波流楊（ハルヤナギ）

奈宜（ナギ）。可豆（カヅ）良爾（ラニ）手利志（テリシ）。烏梅（ウメノ）能波奈（ハナ）なるべし。

（ちはやぶるハ冠辭）

ちはやぶるハ冠辭

ちはやぶるハ冠辭

ちはやぶるハ冠辭

いもとなるかの人ぞ
この年十一年五月の
めぐりて楊のつぼ
る鬘をとり
々阿素毘久良佐奈
有四垂柳之蘰為吾妹
あをみづ

万葉巻七に旋頭青角髪依網原人相鴨石走淡海縣物

与志加図羅の三詞為こハ神代紀に生天吉葛云云阿摩能与佐加と反せハ佐と図羅とそれよる佐づらといふ

図羅とそて伊与佐図羅ハ葛の蔓にて茎と葉とに青

和名抄に防巳を阿乎加豆良と訓とれこそハ防巳ハ加豆良なれ

葛とするハ神代紀に生水神岡象女及土神埴山姫又生天吉葛云云延喜祝詞式に鎮火祭の詞に右の火神生まるとてこそ更生子水神

葛川菜埴山姫四種物手生給氏能心悪子乃心荒波水神

葛云云手持氏鎮奉禮教悟給云云を合せて

を借とるとまて蔓ゆ

依網原ハ河内国丹比郡の依羅とそ

あをづの　おさの山

山より木ぐらし繁く生ひ茂りたる中に
ぐくと入てゆくに
いつもすべて或人の
いひしにはいとゝ
その名ものあれど
なるべきもなし。

万葉巻十三より隠来之長谷之山青幡之忍坂山者走出之宜
山之出立之妙山叙云云こはいまだ試よいづれ先
青々とそのふもとをハ推古紀旗を西のふもとハ代のあの青
旗のあくて且龍をやつくるとバ青旗の蓋とづくるや
於依加ハ於志坂々忍々
神名式ハ於坂とよ於志のこあり又古へ行幸ありしとて葬も
太祭臣幡二百年ぞ今も定められ風土記にも陸いろ〳〵
なるべしゆれハ於志坂立てあり坂ようづ
くてまりくるこの〳〵かゝりめやも紀にず
ちにくるとゆるやもて書籍てゆるは巻二より青旗
木旗能上手賀欲布跡羽目爾者雖視直爾不相香

賞てふものゝ尺也ちゆるゆるとてゝはゝ
忍坂山ハ大和国城上郡にて和名抄に長谷波部郡忍坂
於依加
ちて本のこゝハ於志さゝるれど神武紀のゆゝゆて
於依加ちあるとゆゝ
ちゝ
あ手ふり
古事記に磐之姫皇阿表通余志那良表須疑武烈紀
石の海野
に姉嗚倭與志乃樂能波婆摩倭ニ万葉巻一より青丹
吉奈良能山乃青丹吉楢乃京師乃巻六より青
丹吉平城之明日香宇巻十三より緑青吉平山過而

云云。猶多かれとこゝにもぐ これとやきやとあるハたゞ
六宮などゝ建らるゝ地をバ幾重も土をつゝて杵築平
ゝ敷るゝこゝろよて。弥百の土を平すゝいしかゝ
ゝるべし。そゝりハ古事記に。雄畧天皇の泊瀬宮を
ほめて三重采女がくゝある。
夜本爾余志。伊岐豆岐能美夜。云云。出雲国造神賀
詞に。出雲の杵築の神宮を八百丹杵築宮といへり。今氏二つを阿
乎爾余志平といつよ對へられバ全く同じ意に侍て
心をしめて考るに。先阿乎ハ赤の丹も八百丹の丹も
借字にて。赤ハ土の古語にて八百ハ多き数に杵築ハ土を
平し堅むることなれバ平すてゝ同じ理の義なり。

八百ハ弥百の伊を畧きゝ語なるに。阿乎の河も延れ
ハ伊夜となりぬ。延をバ阿の乎布と弥百上と同じ語に。
百と乎ハ假字なれと百を保と唱へハ湯坂こそ保の湯と
乎の湯と通ふ例なれバ美ゝ通ハぬ事なり。
かゝ社ハ阿乎ふる志奈良ハ弥百土平すてゝ社をこそ
く。崇神紀に。官軍人の草木をふみなびかせしことを
那羅山といつとあるに。平の字のおかゝるをあしく。
与志てゝ辞を。かゝる所のゝ所ゝに吉と書るハ借字にて。
与ハ八百土与ゝ呼おす辞。志ハ助辞のゝ也。右に挙し所
夜本爾余志。伊岐豆岐能美夜てゝハ。奇なれバ伊の發
語と。余志の助辞を添てゝ。しを神賀ハたゞ

よ。助辞発語もうく。八百丹杵築宮といふこ
をもつて。千土よ。平てゝをゝ疑ひもうくんびるを
て。辞をもつ人〳〵絶。紀ふ。万葉ゝ巻ゝ。ゝれど。
ゝをのゝ。下のまゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。
○或人ハ。巻十三ノ緑青吉と書ゝれハ。丹青ノハあゝで
青土をいふゝ。ゝあを土のゝゝハ。古事記ノ。蘇神の伊知比大御母 伊知比 穢
韋能和通佐能通表波都通波陀阿可良氣美吉波
通波通具漏岐由恵美都具理能曽能那迦都通袁加
夫都久麻肥通波阿豆受麻用賀岐許通加岐多禮
とゝりこハ。ゝ。吾ゝをひつれど。元その所のゝ。ゝをひ

て冠辞とハゝつれど。ゝこゝろあるものをもて冠ゝせ。例
ゝ。且吉ハ既ノいづゝ。辞ゝを字ノつまゝて。ほゝ。
ゝゝるど。古ゝをゝゝねハゝゝば。かゝゝをゝひの身ハ
いゝゝゝやゝゝゝれど。ゝゝゝゝを通ゝゝよ。
あのかゝん ひゝゝ
万葉巻二ノ。赤根刺日之盡。ゝゝ茜刺日者雖照有。
巻六ノ。茜刺日不並二。云云。こハ赤き氣のゝす日
とゝゝゝ。ゝの加祢の加祢の反ハ氣ゝ故ノ約めて祢の氣
とゝひ延て祢加祢ノいへり。茜ハ根ハ借字ノ。ゝハけ字ノゝあず。
○巻十三ノ。赤根刺畫者終爾。巻十五ノ。安可禰佐

須比流波毛能母比るゞもありこハ日の一てにかるゝは
おゝ見まして。哪き。えつて畫とゞ〳〵〳〵〳〵。巻十一よ。赤
根刺。所光月夜迩。巻一よ茜草指。武良前野遊ゝゞ
ゝいつゝ小ばゞ。まて。ゝ。ゝ。ゝ

[illegible]

あづさゆみ　ひき　おき　まち

末中　まち

万葉巻七よ。梓弓引津邊在莫謂花云云。こハ引

[illegible]

中[illegible]

○巻三よ。梓弓引豊国乃鏡山云云。こハ弓を[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

采女と同じ所にありと記るされ、ハかくく合せてこゝに。

物の音乃こやぐハ、やいゆの假なるべし。

○万葉巻四に、人万呂珠衣乃狭藍左謂沈家妹爾物不語

この歌に佐恵とも佐謂とも、佐の字のこゝろ、人をゝぐれどやいゆ迄ちとゝ謂とも、恵故ハおもしてゝ用る例なれバ嫌なし。

来而思金津袁この同じ巻十四に、安利伎奴乃佐恵之豆美伊敝能伊毋爾毛乃伊波受伎爾氐於毛比具

流之毛て載つゝて集中にあるきぬ、しもの五つあるが、皆つハ安利ぎぬ、能字のてゝかゝ、ハ珠衣をゝたの巻十四の同じ歌にて、安利伎奴ハ訓べく、且安利ハ珠の名なるをゝ、

承和紀に尾張連濱主が百まきのよさひにて舞こと、ゝ、ゝ、ゝ

是ハ真玉を通して明真玉(アラタマ)て一魂(明玉)あるを明細(明)あるを
神頭(神)かくしあるをかくしあるを真魂(真)明玉(明)いへる歟ハ
ものあるをもつて○たかてる歟ハかの明玉の中なる
八尺句瑠三重の句玉をもつてめくみ給ふ貴きを貴明玉(タカアラタマ)とのゝしる(多加)
この音は安ハられハ多加(多加)あ良しいふべきを
書きて多からしとし玉を吳るもの也し。こゝを合せて考へいひとよ。
あらたまの　ら　つきひ
ひゝあ
古事記に　みなまび　阿良多麻能(アラタマノ)登斯賀岐布禮波(トシガキフレハ)阿良多
麻能(マノ)都紀婆(ツキハ)岐閇由久(キヘユク)万葉巻十一に璞之年者竟杯(アラタマノトシハフレド)巻
十二に未玉之(アラタマノ)年月(トシツキカ子テ)兼而云云集中に此ハ後世の説に万葉
に璞玉未玉璞(アラタマ)などもかゝるまでに

古説ハ大抵ハ後世の
ひてらくべきを古説
に私説の説をかる
おきてされとかるハ
めあのしまあれハ古。
人ハ其のもの知を
多くいてまと
思へるへあり。その
ものゝ多かるハ
古説の主しぬを
あるをもて考へ
故に先へきに
のれがものを通
きんといふこと
なれこゝに磨
てくるいふ
くやで年あ
むとをうしあと
ばゝをべしあの

ものを磨く砥といひて年に年せつとゝり今ゝ
にはもとわりやもとゝやもゝめるまどまゝで助辭
なるなくて玉の砥といひてハ玉を盡
ずたゝくバむとやまじこ山やまこたカ子なるの関
にて焼磨(トギ)し心なるべれに助辭のべきしまりて
考へるに加の璞玉未玉璞なるハ例の借字にして系係
によるもの(タカラ)貴明玉(タカアラタマ)のなるをもハ多加(タカ)あ
ら乃多加をもとゝりて明玉(アラタマ)の貴(タカ)しとゝ
年にひかゝたるべし多加を例に書きて也と
むとをうしあと
ばゝをべしあの
つもあり。多加(多加)又多也
又也志を也しらんと思へ。

○巻四ノ荒玉乃月欲経去跡老十ノ璞月累而老
十五ノ奈美能宇倍由奈豆佐比伎爾呂安良多麻
能月日毛伎倍奴ノ多伎美乎於毛比安我古非万
久波安良多麻乃多都追奇其等爾與久流日毛安
良自これらは天つ月日なれば年月日のさはひかくれば
右の歌とてくくるよ同じ年とつくくるよ久しくなる
ひをもとれば月ハあるむとらくハやがて年のくれと合
してあるれるよ絶りうれしもぬぐむの黒きてこの年始
して夜とも響とつくくる類ひ
○巻十二ノ今更將寢哉我背子荒田麻之全夜毛
不落夢所見欲とらくハ後明日者戀乍將在今夕彈速
初夜從緩解我妹とくくるとて年月ノ一夜
も閑ず変るんてふ之れハ即年とつくくる同し同
老ノ赤玉之年月兼而烏玉乃夢爾所見君之容儀
者とくくるとあるひ今とくくて太の月とも表とつ
くくるよ古事記ノ都紀婆岐用由久とあるも
上ノ冬斯賀岐布禮婆とくくるよ並られとも年月
の変とくくるとあるとくくて上代すかくとあるのまハ作り
ものとくくるとくくるとくくて
○忠見家集ノあるむ乃表とくくでふるつハと
ものとくくるとくくるとくくて

て冠辞なり
ず。

とをつゝ　ゆ　ゆ　ゆ

あらたへの　こころも　あらぬ　めのごめ

万葉巻二ノ。天武崩御ノ後ノ大后ノ御歌。荒妙乃衣之袖者乾時文
無。巻五ノ。麻妙能布衣遠佗爾仮世難爾。此類多ケレドモ。
○巻一ノ。藤原ノ宮ノ御宇ノ人ノ歌。荒妙乃藤原我宇倍爾。
井ノ麻妙乃藤井我原爾。巻三ノ。人万呂。荒栲藤江之浦爾。云云。
巻十五ノ。ハ古ヘノ歌ニテ。麻之路多倍能。藤江能宇良ニアリ。こハ麻き布乃衣と。
麻布ノ中ニハ細ク織ル
あらたへは麻ノ異名ニ。たへを妙と書ハ借字ニ。栲ノ
ハ。又楮ノ皮ニテ織ル布ニ。
ハ古ヘ集ノ喪ノ衣ニ。絹布ヲモ用ヒテ。
いふきは絹ノ異名ニ。あ〳〵こてハ可ル麻布
ノ。ハ古ヘ。君ノ臣ノ

喪ノ服ニ用ヒル麻布ハ。
紀万葉巻
集解ニ。
喪布ハ。
喪ニ用ヒル
しろ。

佛喪ニ麻の衣奉るまもりて。あ〳〵この衣の紐とゝまるまでに。
多賀田吾ニ。あ〳〵の布衣とゝまりぬ。且喪ノ服ニ麻井ハ
喪布乃之ゝまりて。妙の字ハ泥て。白く妙ルるの
とみえ。ゆるくあれバ下の白妙乃偽ニ妙ハ借字なるべし。
ゆを乗くいつ況やとゝ。麻くつ。ゆを。ゆをば
麻くて妙くて。ゆを。ゆをば。
くゝらゝ。ゆ。ゆまして。喪の衣帷ゆゆ。
あ〳〵ゆきの
ゆゆ〳〵
万葉巻十一ノ。里人之言縁妻手荒垣之外也吾将
見悪有名国。こハ。

[illegible]

万葉巻一ヨ。大寶元年調の文 朝毛吉木人乞母赤井山巻四

ヨ。神亀元年 麻裳吉木道爾入立真土山巻七ヨ。古今集中ノ歌 笠金村ノ歌

麻毛吉木川邉之妹与背之山巻九ヨ。朝裳吉木方往

君我云云。[illegible]巻二ヨ。朝毛吉木上宮乎巻十

三ヨ。朝裳吉城於道役角障経石村乎見方云云。[illegible]大和国の城ノ

こハ葱[illegible]

[illegible]ハ葱の[illegible]

阿波布尓波賀美良比登母登。應神の大御歌ヨ。伊邪

古杼母怒毘流都美途比流都美途和賀由久美知

能。[illegible]倭建命の御遺の蒜とひ仁賢紀ヨ秋葱[illegible]

[illegible]

葱[illegible]

[illegible]

[illegible]

此大伴哥の今本の訓ハ古意まゝ違ひ自ら誤りなり

毛與・美籠母乳・布久思毛・美支君志持・籠与・布久思・美籠ハ真籠・美支君思ハ真鏡なり

おゝハいとゝ多きゆゑ中より集中より絶哉てゝ所を与志恵夜志今者てゝ所を今毛者志るゝといつゝめく古へは

かゝる助辭おほくいつりしゝ○蒜葱の類を論て我と

こハ後つきたる歌ハ和名抄葷菜類より島蒜ハ布加豆木葱紀冬葱ハ布加木なり

今もねぎるけぎかりぎるなどゝきの條をつけていつゝり此

中より作つきをろつゝ後の助辭なり淺葱てゝ浅ハ

まて冠辭とせしふるなり既より ハ或人の説も捨がゝ

ゝ冠辭ハ

○今本ハ朝毛吉を朝毛吉とゝ訓ゝ集中ハ此類の冠辭ハ

ハ吉ゝゝをとゝめてハゝ多くれど訓を其のゝ

ゝ訓るゝれバ得ゝ武紋ハ其ゝ焼すゝゝ

此類の後と紀ゝ集ゝ陸志と能まそもゝをもてゝ

○又或人集中より麻衣きれバ

ゝ麻衣を賞より八織きそ

ゝを麻衣をもてゝ

つのを以て冠辭とせしなり上下ゝ

紀伊のゝ山との城戸ゝ

ゝ冠辭ハ

ゝ考ゝ木上宮ゝ人百ゝ

ゝ時代ゝ

木上宮ハ紀ゝ名ゝ端ゝ高市皇子尊木殯宮殯時ゝ

ゝ諸陵式ゝ同皇子の墓太和国廣瀬郡ゝ

ゝ同郡ゝ城戸ゝ武紀

ゝ作城傍於水流邑仍曰城集中ハ城於道

書さうこれ〳〵さまぐくまちまちなれど分国に成ちれば中ゝ
城廓城戸そなへ〳〵と云て。あて幾乃倍〳〵なり。
○紀伊国の真土山(マツチ)は大和のくにひとて紀伊とつゞき
山〳〵たゝなはり中〳〵大なるつゝき
つゝきはかりなれば。

冠辭考巻一上

国立公文書館
National Archives of Japan